

2019年6月20日

各 位

秋田県秋田市山王3丁目2番1号  
株式会社 秋田銀行

当行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について、次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き当行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細は、お取り扱いの店舗までご照会ください。

1 対象となる預金等

2009年1月1日から2009年12月31日に最終異動日等があった預金等

2 預金保険機構への納付期限

2020年6月20日

〔注〕 法令等による預金保険機構への納付期限（公告日から1年後）であり、実際の納付日と異なります。